

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

### ① 第三者評価機関名

公益社団法人 岡山県社会福祉士会

### ② 評価調査者研修修了番号

SK18253・S2020157・S2019049

### ③ 施設の情報

名称：岡山聖園子供の家	種別：児童養護施設	
代表者氏名：園長 則武直美	定員(利用人数)：46(27)名	
所在地：岡山県岡山市北区天神町 6-34		
TEL：086-222-4806	ホームページ： <a href="http://misono-j.or.jp/">http://misono-j.or.jp/</a>	
【施設の概要】		
開設年月日 1931(昭和6)年11月		
経営法人・設置主体(法人名等)：社会福祉法人みその児童会		
職員数	常勤職員：21名	非常勤職員：7名
有資格 職員数	保育士 16名	管理栄養士 1名
	幼稚園教諭 12名	調理師 2名
	小・中・高校教員免許 8名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)
	1人部屋17室、2人部屋1室、4人部屋7室、職員居室2部屋	理事長室、秘書室、役員室、事務局長室、事務室、応接室、会議室、職員室、職員休憩室、心理療法室、医務室、パソコン室、ホール、教養室、娯楽室、台所、厨房、配膳室、倉庫、収納室、居間、トイレ、風呂場、脱衣室、洗濯場、洗面所、ボイラー室、バルコニー

### ④ 理念・基本方針

#### <法人基本理念>

一人ひとりを愛し慈しむ心で接する

#### <施設基本運営方針>

私たちは神様からお預かりした子ども達一人ひとりを愛し、心を尽くして養育を行います

## ⑤施設の特徴的な取組

- ・スーパーバイザーや自立支援担当職員の配置
- ・食育
- ・ボランティアを活用した支援（国語教室・学習支援・読み聞かせ）
- ・一般社団法人「かすがい」との協働
- ・女性が働きやすい職場環境づくり

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年7月1日（契約日） ～ 令和3年12月1日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### I. 養育・支援の基本方針と組織

根底にカトリックの教えがあり、人として普遍的な価値観のもとに運営されています。それは、基本理念や基本運営方針に集約されており、職員全体が日々、子どもの養育支援を行っています。特に毎年作成される事業計画では、重点的取組みが策定され、職員の指針となっています。また、年間指導目標や学習指導計画が詳細に立てられ、子どもの養育・支援内容が標準化されています。さらに、第三者評価を受審しない年は自己評価が行われ、評価結果は評価、分析、検討がしやすいように数値化されており、次年度の事業計画に反映されています。

#### II. 施設の運営管理

施設長の運営方針は、法人全体の広報誌や支部のリーフレットに記載されており、法人全体に広く表明されています。職員会議でも施設長が基本方針を話されています。また、職員の研修は、園外、園内研修があり、全体だけでなくそれぞれの経験年数による計画があります。さらに、職員間で後輩指導が適切に行われるための「心構え」が作成されており、月に2回、外部講師を迎えて定期的に研修を受けています。

現在小規模グループと大舎の施設であるため、年に1回数日間他部署にて勤務し、お互いに協力できるようシャッフル研修が行われています。

施設長は、女性が多い職場であることから、女性が働き続ける事が出来る職場環境になるよう規程の変更にも努力し、現在では育児から介護に至るまでの就業時間や休暇が改善されるとともに、選択の幅が広がり働きやすい職場になっています。

#### III. 適切な養育・支援の実施

担当制で子どもを支援しており、子ども一人ひとりの養育・支援の方法について、発達段階や家庭状況の変化に応じて、職員会議や部門会議、リーダー会議などで協議され、組織的に実践されています。

また、子どもらの困りごとや意見を述べやすい体制が確保されており、意見箱やアンケート調査の実施、自治会の活用、日常生活場面での個別相談など多様な選択肢が確保されており、入所する子どもたちの満足度も高いことが伺えます。子どもらの意見の中

にも「(職員は)いつも私たちのことを気にかけてくれ、困ったことがあるとどの職員にも気軽に相談ができます。」との発言も聞かれました。

#### A-1. 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

カトリックの精神や価値観のもとで子ども一人ひとりが尊重され、権利が保障された養育環境の中、子ども達が日常の生活を安心して送ることが出来ています。入所中はもちろん、退所後も子どもと園が繋がりを持っており、受審施設が心の拠り所にもなっています。

#### A-2. 養育・支援の質の確保

子どもたちが漠然とした将来への不安を抱える中で、受審施設を退所する準備としての社会経験の機会を持つことで、子ども自身の自立に向けた成長が促されています。また、個々の子どもに応じたフォローが行われながら退所することが出来ており、受審施設全体で一貫した養育がなされています。

### ◇改善を求められる点

#### Ⅱ. 施設の運営管理

総合的な人事管理や人事考課が行われていません。今後は人事基準を明確にされ、全ての職員が自分の将来像を描けるようになることを望みます。また、実習生の受け入れマニュアルが作成されておらず、学校からの依頼による受け身の実習指導となっています。マニュアル作成により、受審施設の特色を出した効果的な実習を期待します。そして、家庭支援専門相談員や里親支援専門相談員に社会福祉士を採用し、社会福祉士の実習生が受け入れ可能になることを望みます。加えて、地域の福祉ニーズの把握とそれに基づく事業を実施されることを期待します。

#### Ⅲ. 適切な養育・支援の実施

養育支援の実施過程において事業計画に基づく組織的な取り組みが実施されています。日常生活場面での支援領域の目標や職員の留意点について文章化されていますが、その他にも標準的な手順の整備が望ましい項目が見受けられました。養育・支援全般にわたるマニュアルなどの文章化とそれらの実践がなされているか確認する仕組みづくりが望まれます。

#### A-1. 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

情報通信インフラの発達した現代社会において、自分の身を自分で守ることは重要になっています。SNS などにおける様々なトラブルも頻発しています。このような社会において情報弱者あるいは性などの被害者にならないよう、子どもが自身の身を守るための知識や具体的方法を性教育など含めたカリキュラムを組むなどし、学習できる機会を持たせることが求められます。

#### A-2. 養育・支援の質の確保

現状として、ニーズがそれほど多くないのかも知れませんが、心理的な支援においては、今後専門的な視点も必要になる場面も出て来るかと思われます。県下有数の歴史や規模を誇る受審施設として、心理士の配置の検討が求められます。

## ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今後も引き続き、子どもたちの意見をしっかり聴き、皆で共に生活を創り上げていくことを目指します。ご指摘をいただいた点につきましては検討・改善をし、養育の質の向上、職員のスキルアップ、施設全体の機能強化へとつなげていきたいと考えます。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人全体の基本理念、運営基本方針は広報誌や事業計画に記載され、ホームページでも公開されています。家族にはホームページの岡山のページをコピーして送付しています。学校や児童相談所、町内会長には広報誌を持参しています。また、施設にも掲示されており、職員や子どもはもとより訪問者も目にしていますが、職員や子どもへの聞き取りでは周知は不十分だと判断しました。職員会議や子どもの自治会で改めて話をされてはいかがでしょうか。</p>		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの数が減り経営は厳しく節約の必要はありますが、収支バランスは取れています。ホームページで公表されているのは法人全体の年次報告のみです。受審施設単独の収支決算書も毎年作成されていますが、中長期計画は収支を踏まえた計画にはなっていません。今後予定されている小規模グループケアに移行するための予算書を入れてはいかがでしょうか。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	<b>a</b> ・b・c

<コメント>

本館の建て替えに向けて積立をしていますが、法人内の他施設の建て替えが順次あり受審施設はまだ先になる予定です。施設経営については施設長、副施設長、主任2人のリーダー会、職員会議で話し合っています。子ども達も建て替えを承知しており、「贅沢は出来ない」と節電や節水に協力しています。本来なら岡山市の子育て短期支援事業でショートステイの受け入れをしているのですが、今は社会的に難しい状況です。今後可能な状況になれば積極的に受け入れていく予定です。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 本館を小規模化することにより、「一人ひとりを愛し慈しむ心で接する」という理念により近づくことができるよう、年度ごとに具体的な計画が策定されています。また、受審施設独自の個性ある施設づくりや養育、職員の育成についても策定されています。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
<コメント> 毎年事業計画は策定されていますが、重点的な取り組みや研修などの年間スケジュール、年間指導目標、指導計画などにとどまっています。中・長期計画の建て替えに関する具体的な計画を入れられてはいかがでしょうか。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・Ⓑ・c
<コメント> 施設長が基礎計画を立て、評価項目3で述べたリーダー会で策定しています。職員には5月の職員会議で全員に事業計画を渡し、伝えています。また、年度末には本部と新年度の計画を話し合い職員会議で諮っており、事業実績報告書に事業目標に対する具体的な取り組み状況が報告されています。しかし、自己評価の結果によると職員への周知や理解が十分ではありません。もう少し時間を取って話しをされてはいかがでしょうか。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・Ⓒ
<コメント> 子どもには副施設長が子ども会でわかりやすく話していると伺いました。保護者には、法人の広報誌に概要を載せているのでそれを送付しています。しかし、子どもが事業計画を理解するためには話だけでは難しく、広報誌の送付だけでは保護者への		

周知はさらに難しいと考えます。今後の取り組みを期待します。

#### I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員会議では、部署会議、ケース会議、リーダー会議があり、個別の自立支援計画票の作成と評価がスケジュール化されています。自立支援計画は半年ごとに前回の評価により更新作成されています。事業計画でも毎年重点的取り組みで、児童の自立支援と職員体制・職員育成が策定されています。さらに、2010(平成22)年にみその児童福祉会版の「チェックリスト」として、全職員参画と総意に基づいた「みその仁愛ノート」が定められています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>第三者評価を受審しない年は、第三者評価内容の自己評価を行っています。評価結果は項目ごとの数値と、a、b、cの項目が整理されおり、前年度の結果との比較や今年度の課題が示されています。さらに、これを次年度の事業計画に反映されています。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人広報誌や岡山支部単独のリーフレットには施設長の運営方針が記載されており、職員会議では毎回様々なテーマで話をされています。また、全国の児童協議会で多くの人と出会う機会を持ち、児童養護につながる各地区での実践の話やいろいろな視点や展開を職員に伝えるようにしています。職務分掌は文書化されており、役割と責任を明確に示されています。さらに、組織と職員配置が決められていることから非常時の施設長不在時の権限順位が明確になっています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法令順守のための研修会などへは参加されていませんが、職員会議の全体会議や子</p>		

<p>ども会で社会保険労務士からハラスメントや労働時間の話を聞く機会を設けています。また、「子どもの性の安全をネグレクトにしないためには」、「親の精神疾患と子どもの育ち」などの研修を受けられています。今後は福祉分野だけでなく、施設運営に関係する法令の研修会に参加されることを期待します。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月園内研修を行い、施設長の参加した研修会の資料をもとにグループワークをすることもあります。今年は「One Team」というテーマで「子供が意見を聴かれる権利」を大切にされた養育を実践するという重点的取り組みをされており、本館でも行事については子どもの意見を聴いて決める事が出来るようになりました。また、職員に読んでほしい文書(本や新聞から)を掲示しており、子どもも読んでいます。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員を本館とすでに小規模であるホームの間で短期間ですが配置換えを行い、それぞれの仕事内容を理解する事が出来るようにしました。また、仕事専用スマートフォンによるネットワークシステムであるチャットワークを取り入れ、それぞれの職場でグループを作ることによって連絡が簡単に早く確実に出来るようになりました。チャットワーク名簿は、事業計画書に記載されています。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員数は足りていますが、心理療法担当職員が配置されておらず、現在も募集していません。心理療法を行う必要があると認められる児童が10人以下であるとはいえ、保育士や個別対応職員だけでは対応が難しい状況も考えられます。子どもの養育支援に必要な心理療法担当職員を配置されてははいかがでしょうか。</p>		
15	<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人事管理規程はありますが、職務内容のみとなっています。人事考課はされておらず、職務遂行能力は給与に反映されていません。今後は個人的な人事考課を行い、職員一人ひとりが自らの評価や処遇について考える機会が持てるよう期待します。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		



16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員のほとんどが女性であることから運営主体が社会福祉法人みその児童福祉会となったのを機会に、女性が働き続ける事ができる職場環境になるよう規程を変えてこられました。現在は育児・介護休業に関する規程に子の看護休暇、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業務の制限、所定労働時間の短縮措置などが定められ、より一層働きやすくなっています。さらに、職員アンケートが実施され、職場ごとに数値で総括されており全体的な状況の検討が行われています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員への個別面接を年に2回行い、目標について話をするようにしています。施設長は資格取得の情報を提供していますが、具体的な目標を持つ職員は少ないのが現状です。資格取得の意味や将来の可能性について、職員が目標を持つことが出来るように取り組まれることを期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の年間スケジュールで経験年数や職域別の園外研修会が策定され、実施されています。また、園内研修では職員に必要な研修が系統的に行われています。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目18で述べたように職員はそれぞれ研修を受けており、研修後の報告書を確認する事ができました。また、新人職員に対しては事業計画に「後輩指導の心構え」とその具体例が示されています。さらに月2回、部署会議において元児童相談所の職員から研修を受けています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生の受け入れマニュアルは策定されておらず、学校からの研修プログラムにより実習を行っています。社会福祉士がいないため、保育士と教職課程の実習生のみ受け入れていています。今後は実習受け入れマニュアルの作成を望みます。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人のホームページに2008(平成20)年度からの法人全体の決算公告が公表されています。また、苦情解決のための第三者委員会が設置され、中学校校長、弁護士、町内会長(税理士)が委員になっています。苦情受付と解決の記録があり、苦情解決システムが機能している事が確認できました。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>会計事務所による会計の管理・指導が行われています。また、外部監査は社会福祉法人みその児童福祉会が法人として外部監査を受ける時に、岡山支部も受けています。</p>		

#### Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>町内のだんじり祭りに参加しており、祭りの前には地域の人に来て、横笛の練習をしています。しかし、地域の子どもの数が少ないために他に交流できる取り組みは難しいのが現状です。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア団体の一般社団法人「かすがい」と月に一度受審施設で会議を行っており、職場体験の場を提供してもらっています。また、週に一度の国語教室や学習支援、読み聞かせのボランティアを定期的に受け入れています。個人のボランティア希望者の受入れ可否については施設長が面接をして決定しています。今後、登録や事前説明などのマニュアルを作成されてはいかがでしょうか。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>児童相談所は年度初めの自立支援計画作成時と夏休みに子どもと面接をする時に来所し、親に問題があれば連絡があります。小・中学校との連携は良くできており、先生が来園して情報交換したり、勉強を見てくださったりしています。しかし、虐待案件を見逃さないためにも、受審施設と学校のみではなく、児童相談所、地域とのネットワーク構築が望まれます。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域の福祉ニーズを把握するための取組みは行われていません。評価項目 23 で述べたように、施設が立地している地区では地元の子どもの数が少なく、子どもの貧困の問題は無いと聞きました。しかし、下校後に一人で長時間過ごす子どもや様々な理由で家にいづらい子どもの居場所づくりの必要性を町内会長と話し、取組方法を模索しています。また、水害時には避難場所としての部屋の設定や食料品が備蓄されています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>評価項目 26 で述べた子どもの居場所づくりのための事業・活動は、今のところ行われていません。虐待や夜間一人になるなど、必要とする子どものために、受審施設が小規模化する際にトワイライト時の預かりができる場所を作り、そのための職員を確保されることを期待します。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「みその仁愛ノート(養育方針)」を全職員の参画と総意に基づいて定めて、法人・施設の方針を共有し周知を図っています。また、基本的人権への配慮として毎年虐待防止研修などが実施されており、全職員が交代で参加しています。職員ごとの研修ノートを作成し、研修内での気づいた点を職員会議で共有し必要な改善につなげられています。</p>		
29	子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎年「人権擁護・人権侵害の防止のためのチェックリスト」を作成し、職員会議などで改善点の共有を図り、外部面会時の相談室の確保、居室前のカーテン設置、洗濯物の室内干しなどの配慮がされています。また、子どもらで開催する自治会を通じて、入浴時の時間割表の作成などにも取り組まれています。なお、養育・支援、設備などの工夫はされているため、それらを規程・マニュアルなどにまとめられることを期待</p>		

します。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設の方針や支援内容を紹介するパンフレットやホームページは保護者や第三者に分かりやすく作成されています。また、昨年度、「利用のしおり」を見直され、子どもや保護者にとって分かりやすくなる工夫がされています。入所予定の子どもの引越時、施設見学の際には正職員が立会い、一日の流れや施設内のルールをしおりに沿って説明されています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㉒・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育支援の過程においては、子どもや保護者に養育・支援の内容を「育ちプラン」などを通じて、子ども自身の意思へ配慮しつつ、分かりやすく説明しています。また、意思決定が困難な子どもへは、苦手なこと、困っていることなどを紙に書く、写真を提示する、選択肢を減らす、周りの人に協力を求めるなどし、自己決定の尊重に配慮しています。支援経過は、「児童育成記録、家庭連絡表」などを活用して時系列で書面に残しています。今後は、意思決定が困難な子どもや保護者への配慮についてルール化されることが望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉓・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家庭支援専門相談員が配置されており、家庭復帰、里親委託に関する支援を行っています。また、児童自立支援専門員らと連携しサポート体制を整えています。受審施設としては、2年に1回退所者らの同窓会を開催や家庭訪問など、アフターケアの取り組みがされています。なお、今後は措置変更、地域移行などにあたり、支援の継続性に配慮した相談方法や担当者などを記載した文書の交付などが期待されます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの満足度向上のため昨年アンケート調査を実施し、廊下・階段などへ調査結果や改善内容を公表しています。子どもからの意見の聞き取りは、月1回の自治会や日常の生活場面で随時行われています。また、調査の結果分析などは職員のリーダー会議で行われています。今後、検討結果に基づいた具体的な改善の実施を期待しています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉕・b・c

<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決に関する規程により、苦情解決の仕組みが確立されています。また、掲示物や意見箱も分かりやすく提示してあり、毎月意見箱の結果報告がされています。その他子どもらの口頭での申出の方が多く、意見箱・口頭の苦情内容は自治会で解決方法を協議して改善に努めるなど工夫がされています。なお、掲示物の内容は分かりやすいのですが、掲示位置が高く背の低い子どもたちからは見えにくいいため改善が期待されます。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「利用のしおり」を作成・配布し、子どもらに相談方法の説明がされています。日常生活場面では、主に担当者、主任らが随時個別相談を行っています。加えて、家庭支援専門相談員や児童自立支援専門員らの専門相談も可能で、子どもらが自由に相談先を選択できるよう配慮されています。また、相談室の設置はされたうえで、職員詰所や本人居室など、子供らの希望に応じて相談や意見を述べやすい環境で行うなど、子どもらの個別性に応じた配慮がなされています。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は日々の養育支援の実施場面において子どもが相談し意見を述べやすいように配慮し、傾聴に努めています。また、意見箱の設置、アンケートの実施など、積極的に意見の把握に努めています。意見箱の集計やアンケートの結果は、リーダー会議で対応策の検討を行い、集計結果や対応策を施設内の廊下・階段などみんなが見やすい場所へ掲示し公表しています。今後は、相談や意見を受けた際の記録方法や報告の手順、対応策の検討等などについて手順の明文化が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	<p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>危機管理マニュアルによりリスクマネジメント体制を確立しています。また、事故防止と事故発生時に対応を定めており、内容は施設内外での事故や不審者対応、強制引き取り、性的問題行動にも及んでいます。また、ヒヤリハット・事故報告書での情報収集のもと、対策会議にて再発防止策の検討が行われています。なお、施設内に設置されている防犯・防災ワーキンググループで、安全確保などに関する研修会や対策の実効性の評価・見直しを講じるなどの対策を期待します。</p>		
38	<p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>危機管理マニュアルに基づいて管理体制が確立され、予防と対処システムが策定・周知されています。また、新型コロナウイルス感染症対策では、消毒液の設置、食事</p>		

時間・席配置の分散、同一方向を向いての摂取、換気・マスク着用の徹底などの予防策、感染者発生時の対応においても適切に講じられています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>消防計画と危機管理マニュアルによって定められており、災害時の食料や備品の備蓄(3日分)も行われています。毎月各種訓練を実施しており、夜間訓練やコロナ前には地域の関係者との連携訓練を行っています。また、訓練経過と反省事項など記録されており、安否確認の方法などの周知も図られています。今後は設置されている防犯・防災ワーキンググループなどにて、対策の問題点の集約から「事業継続計画」(BCP)の作成やマニュアルの見直しを行うなどの取り組みを期待します。</p>		

### Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>事業計画の中では養育支援領域別に標準的な目標と職員の留意点が具体的に挙げられており、支援の質を高めるための取り組みが実施されています。但し、職員の自己評価結果では半数近くの職員は不十分との認識がされており、今後は事業計画の内容が周知され、実践に活かされる工夫が求められます。また、実際の養育・支援の実施状況を確認する仕組みができることを期待します。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法の見直しをする仕組みは未整備の状況です。実際の養育・支援の実施方法の見直しは、必要な時期に職員会議などで協議のうえ決定・実施しています。また、自己評価でも、半数の職員が標準的な実施方法の見直しは不十分と認識されています。今後、施設として年1回程度は職員や子どもなどからの意見や提案に基づき、自立支援計画の状況も踏まえ、PDCAサイクルによって、養育・支援の質の向上に関する検討が継続的に行われることを期待します。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画策定の責任者は施設長と定められており、アセスメントについては法定の記入例を基に主任らがチェックする仕組みで実施されています。アフターケア中心の子どもの場合、自立支援担当職員も中心的に関わり計画策定の協議に参画しています。また、計画策定前には子どもらの想いを聞き取り支援目標などに明示されてい</p>		

<p>ます。支援困難ケースにおいては個別にケース会議が開催され、児童相談所や学校関係者らと協議の場を設け、課題解決に向けての方向性が提示されています。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・ <b>ⓑ</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画どおりに養育・支援が行われているか月1回の部会で確認が行われており、修正・変更が必要な場合はその場で検討も行われています。また、定期的な見直しは3月、10月に実施され変更後は職員間・関係機関へ周知されています。なお、緊急的に変更をする場合の仕組みや標準的な実施方法に反映すべき事項など質の向上に関わる課題の評価・見直しは未整備であり、今後仕組みの整備が望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	<b>Ⓐ</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画に基づく養育・支援が実施されていることを「児童育成記録」へ時系列で適切に記録され、毎月職員間の部門会議や文書の回覧により共有されています。記録の書き方は新人研修時に副施設長が説明し、その後は主任を中心に記録の仕方について随時指導されています。また、施設内の情報共有は、職員朝礼や会議のほか、チャットワークにより日常的な情報共有が図られるよう整備されています。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<b>Ⓐ</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設職員業務分担表、危機管理マニュアルにより法人事務所にて個人情報を管理しており、個人情報の保護と開示の両面について規定されています。また、新人研修時には副施設長から記録の管理について教育がされており、記録持ち出し管理表を利用した保管状況の把握や子どもらの写真などの取扱いについて事前に当事者に同意を得るなど、職員内で適切に扱われています。</p>		

## 内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	<p>A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	a・ <b>Ⓒ</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>子どもの権利擁護並びに虐待などの権利侵害についての研修に職員が定期的に参加しています。参加した研修の内容は、全職員で共有し実際の養育・支援に活かそうとする取組がなされています。法人の基本理念はカトリックの精神に裏打ちされたものですが、信教の自由が保障されています。しかし、評価項目 1 で指摘したように理念の周知が十分ではありません。定期的な会議の場などの機会を活用し、周知を図ることが望まれます。</p>		
<p>A-1-(2) 権利について理解を促す取組</p>		
A②	<p>A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。</p>	<p>a・<b>b</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入所の際は権利ノートを使い、子どもへの説明が行われています。日々の養育の中においても、子どもの権利を尊重したケアがなされています。子ども同士の喧嘩が起こった際などは、子どもの年齢や生育歴・障がいの有無などに配慮しながらその子どもの状況に応じて分かり易く他者への思いやりや権利について、丁寧に時間をかけて伝えています。権利に関する職員間での学習の機会が定期的であり、みその仁愛ノートや事業計画書の中でも権利について触れられています。日常の養育の場面においては十分な取組が行われていますが、職員や子どもが権利について定期的に学習し、理解を深める機会をより充実させることを期待します。</p>		
<p>A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組</p>		
A③	<p>A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。</p>	<p><b>a</b>・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもから職員に対して、生い立ちと一緒に振り返ることを求められることがあります。その場合、状況に応じて職員がタイミングを計りながら、子どもと一緒に振り返る機会もあります。児童相談所との連携も必要に応じて行われています。子どもの気持ちを尊重しつつ、年齢や発達状況など考慮しながら伝えるタイミングや内容など、慎重な対応がなされています。アルバムなど、一人ひとりの成長の記録には年齢や成長に合わせ新しい写真が加えられながら、適切に整理がされています。</p>		
<p>A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	<p>A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p><b>a</b>・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちは園内でのライフスキルトレーニングや児童相談所職員が来園して、子どもが自分自身を守るための知識や具体的方法について学習する機会が持たれています。職員は受審施設内での学習会や外部研修などに参加し、子どもへの不適切な関わりの防止や早期発見に取り組んでいます。また、不適切な関わりがあった場合には厳正に処分を行う体制が整備されています。</p>		
<p>A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮</p>		
A⑤	<p>A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組ん</p>	<p><b>a</b>・b・c</p>



	でいる。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自発的な活動を子どもたち自身の選択で主体的に行うことができるよう、部屋ごとの自治会において、子どもたち自身で定期的に話し合う機会を持っています。自治会は必要に応じて職員も支援をする形になっており、会の運営が支えられています。余暇の過ごし方や金銭管理なども子どもの主体性を尊重し、要望などを子どもから聞きつつ、年齢や状況、必要に応じた支援が行われています。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものもので生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入退所に際しては不安の軽減を図るため、子ども一人ひとりの状況に応じた取組が行われています。全職員で入所児の生育歴、家族関係など細かく把握し、それを共有し入所後の生活が安定するようきめ細かな支援が行われています。退所後の支援も同様に、継続的に子どもの気持ちに寄り添ったサポートが行われています。アフターケアは特に手厚く行われており、岡山市のモデル施設として担当の職員だけでなく、経験の豊富な個別対応職員も積極的に介入し、保護者との連絡を密に取るなど様々な配慮や取組が行われています。</p>		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所に際しては子どもが退所後の日常生活で困らないよう、職員が子どもへの情報提供や連絡を積極的に行いながらケアを行っています。転居や進学などにあたり、担当職員は日常の業務に加え特別な手続きや連絡調整業務なども必要となるため、個別対応職員も担当職員の協力を積極的に行いながら支援に当たっています。退所者は受審施設のスマホとLINEアプリで繋がっており、困りごとを気軽に相談したり、愚痴を言ったり、来所し易いような配慮がなされています。同窓会は定期的に行われ、退所後も子どもたちが施設を訪れ易い環境になっています。</p>		

## A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別かつ多様な課題を抱える子どもたちの生育歴を細かい点まで把握し、受容的・支持的な態度で子どもを理解し、寄り添う姿勢が訪問調査の際の職員インタビューで伝わって来ました。ケース会議の記録や自立支援計画にも、子どもの行動上の問題など、背景にある生育歴などにも思いを馳せ、寄り添い、時間をかけ理解をしてい</p>		

こうとする姿勢が、その内容に反映されていました。		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員が個々の子どもがどのような基本的欲求を持っているか、その子に合った欲求を満たす方法はどのようにすれば良いのかと言った検討や考察がなされていることが、子ども一人ひとりの育成記録やホーム会議録、ケース検討会資料などの内容から窺い知ることが出来ます。生活の決まりは一律ではなく、子どもの意思を尊重し柔軟なものとなっており、年齢やその子の状況にも応じており、小規模グループケアの特性がよく活かされています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>それぞれの子どもの部屋の様子から、子どもへの過度な干渉や管理が職員によりなされていることは全く感じられません。各階の廊下の壁には、個々の子どもたちが獲得した賞状や作成した作品が多く飾られ、子どもが自己の成長を実感し、自己肯定感を形成していけるような支援や配慮がなされていることを窺い知ることが出来ます。また、先回りして子どもが失敗するのを回避させようとするのではなく、子どもが失敗をしても信じて見守り、必要に応じてフォローする職員の寛容な姿勢が大切にされています。日常生活の様々な場面で子ども自身が自ら判断し、行動することを大切にした養育がなされています。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在、コロナ禍で多くの制約を受けており、ボランティアの多くが受け入れ困難な状況となっています。そのような状況下においても、職員が知恵を絞り子どもを飽きさせない様々な遊びや学びの場が提供されています。学力やコミュニケーションスキルの習得においても同様に、ボランティアが毎週来園し国語教室を開いたり、他の施設の子どもたちとの合同の行事も行われたりしています。また、インターネット環境も整えられており、時代の潮流や子どものニーズを機敏に捉え、子どもの発達のため新しいことも積極的に取り入れられていることが分かります。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小規模グループケアにより、個々の子どもの状況に応じた基本的生活習慣の確立がなされるよう、子ども主体の自治会を活発に運営し、子どもたち自身で決まりや約束を決め、職員はそれを必要に応じて助言し支える形になっています。部屋の飾りつけや家具の配置は子ども一人ひとりの好みや居心地の良さに合わせて、それぞれ生活感のあるものになっています。また SNS やインターネットに関する知識については、NTT</p>		

ドコモから講師を招き「スマホ安全教室」などが行われています。コロナ禍以前は地域の祭りに参加していました。地域の住民を受審施設に招いて交流を図る企画を実施予定でしたが、惜しくも実施寸前で大雨のため中止となってしまいました。		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食事を美味しく楽しく食べるため、日本各地や世界各国の料理を味わう企画や時短レシピを子どもたちが考案しグランプリレシピを決めたり、様々なレシピの手作りおやつを作ったりなどし、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場となっています。食事はコロナ禍のため何かと制約も多いですが、一列に横に並び飛沫が飛ばないように配慮しつつも楽しい雰囲気です。子どもと一緒に料理を作り調理技術を習得させたり、配膳や片付けを子どもも積極的に手伝ったりもしています。年齢ごとに食育計画が策定され、子ども一人ひとりの状況に応じた食事の提供を行うための取組がなされています。休日の朝などは食事の時間を一律に決めず、一人ひとりが自分のペースで食事が摂れるような配慮がなされています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>衣類は一括購入や一律支給でなく、可能な限り子どもの個性や好みに合ったもので、年齢や状況に応じて職員と一緒に買い物に行き、中高学年の子どもは自分たちの好みの店にも行くことができるように配慮されています。衣服の整理整頓も年齢や状況に応じて職員が手伝う場合もあれば、子どもが主体的に行う場合もあります。洗濯やアイロンがけも同様に、必要や状況に応じて職員が手伝う場合や子どもが行う場合があります。</p>		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設の建物は築年数が経過し歴史を感じさせますが、老朽箇所や破損箇所は適切な修繕がなされています。小規模グループケアでほとんど全てが個室となっており、相部屋であっても家具などの配置により個人の空間が確保されています。掃除は隅々までよく行き届いています。テレビの部屋や学習室、浴室やトイレ、洗面台などの共有スペース、園の周囲の樹木や園庭においても掃除や手入れがされ、子どもが安心を感じられ、家庭的な雰囲気を感じられる場所になっています。</p>		
A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>子どもの体調に変化がある時など交替の職員に申し送り、職員間で情報共有をして支援が継続的になされる体制になっています。一人ひとりの子どもの日頃の様子は担当職員を中心に注意深く観察されており、ちょっとした変化も見逃さないよう職員が目を配っています。障がいや病気のある子どもには、必要に応じて自身の病気などについて医師とも連携しながら丁寧に説明を行って、理解が出来るように支援をしています。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A⑰	<p>A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・<b>⑰</b>・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ライフスキルトレーニングの実施や職員が良き相談相手となり、普段の会話などの中で子どもが性についての知識や理解を得られるよう、支援がなされています。昨今の社会問題に代表されるようなスマホを巡るSNSでのトラブルなどもあり、受審施設内でも例外でなく同様のトラブルなどが見られています。性的な被害など起こることのないよう、子どもの状況に関する情報共有、支援のあり方に関する検討、必要に応じた勉強会などを行い、性についての正しい知識、理解を子どもが得られる機会を確保すること、また、年齢や発達の状況に応じた支援をしていくことがより一層求められます。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応</p>		
A⑱	<p>A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。</p>	<p><b>⑱</b>・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個々の子どもの行動上の問題は細かく記録され、問題発生原因の分析が行われ、施設全体での共有がされています。また、受審施設内で行動上の問題が発生した際に、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされていることが事故報告書の記録から分かります。自立支援計画にも児童相談所や市・保護者等などの意見が明記され、職員間での情報共有や他機関との協議の場を状況に応じて確保し、連携した支援体制が取られています。日常の場面においても問題が発生した際はすぐに受審施設全体で対処し、問題の深刻化や拡大を防ぎ、丁寧に問題の解決を図ろうとする姿勢が見られます。</p>		
A⑲	<p>A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。</p>	<p><b>⑲</b>・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日頃から職員が子どもとの信頼関係を持てるように関与し、子どもの様子に変化があった場合は職員間で共有がされています。また、必要に応じて検討会を行い、子ども同士の関係性の把握においてもその変化を機敏に捉えられるよう、職員間での連携が行われています。日常の些細なことにも目を配り、必要に応じて職員が個々の子どもの不適切な行動に対し、丁寧に根気強く繰り返し対応を行っています。生活グループの構成は小規模グループケアの特性を活かし、年齢や発達状況、子ども同士の関係性などに配慮したものとなっており、状況に応じて見直しがされています。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A(20)	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>養育の場面においては児童相談所などとも連携し、自立支援計画に心理的ケアが位置づけられています。職員が園内外の研修やスーパービジョンなどで子どものトラウマや虐待、ネグレクトなどについて学び、学んだことを会議の場や書面で報告し合い、全職員での共有や知識の積み上げ及び強化が図られています。心理的支援が行える部屋が整えられていますが、心理療法担当職員は配置されていません。心理的ケアを必要とする子どもに対してカウンセリングなどの心理療法を行い、心理的困難を改善し人間関係の修正などを一層図るため、心理療法担当の職員を配置することで、より強固な心理的支援体制が整えられると考えます。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A(21)	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設独自の学習指導計画が策定され、個々の子どもの学力を把握し年齢や学力などに応じて学習の習慣が身に付くように支援がされています。子どもの学習室の整備、ボランティアの活用、Wi-Fi環境やパソコンの整備もなされ、学習環境が整えられています。中学生からは一人ひとりのニーズに応じて塾へ通うことができます。また、障がいのある子どものために特別支援学校への通学の支援も行われています。子どもの能力や可能性を引き出すように取組が行われ、子どもが自分の持つ力を発揮できるように関わりがなされています。</p>		
A(22)	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路の自己決定に向けて、必要に応じ保護者・学校・児童相談所などの意見も聞き、自立支援計画への位置づけを行い、子どもの不安も受け止めながらきめ細かな支援が行われています。不登校や高校中退などで措置の継続を要する子どもには18歳を超えても引き続きの措置を行い、継続的な支援がなされています。進路決定後のフォローアップは、知識や経験が豊富で子どもからの信頼も厚い個別対応職員が対応しており、担当職員とも協力した支援体制が強固なものとなっています。</p>		
A(23)	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>他機関との連携や協力が継続的になされており、子どもが職場実習や職場体験を行う機会が確保されています。実習や体験などを通し社会の仕組みやルールを学び、自分の適性も知る良い機会にもなっています。高校生はアルバイトなどを通じた社会経験を積み、得られた対価をお小遣い帳で管理し、自立に向けた準備のための貯金を行うなどして金銭感覚を養います。受審施設を退所する子どもの自立に向けた取組が計</p>		

画的に行われています。		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A⑳	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもと家庭との関係づくりは主に担当職員が担いますが、家庭支援専門相談員が必要や状況に応じて支援しています。必要に応じて学校や児童相談所、民生委員などの関係機関とも連携し、ネットワーク会議を開催するなどの取組みが行われています。家庭支援専門相談員が担当職員とともに外出や一時帰宅などの調整を行い、子どもと家族が継続的に関係作りを行っていけるよう取り組んでいます。保護者などへの施設行事の参加のお知らせに関する連絡も必要に応じて行われています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉑	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㉒・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>担当職員が中心となり、家庭支援専門相談員も状況に応じて支援をしながら家庭訪問や一時帰宅、外出などに取り組んでいます。親子関係の再構築においては、状況に応じて児童相談所や市町村などの関係機関とも連携し、家族との関係の修復や養育力の向上に向けた協議も重ねながら一時帰宅や外出などへと繋げる取組みが行われています。親子関係の再構築に向けた支援計画は受審施設全体で共有され、改善すべき課題などの検討も行い、保護者からの相談や家庭復帰後のアフターフォローが必要に応じて行われています。</p>		